

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

〇〇（以下「甲」という。）と大阪府高槻市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（誓約書の提出等）

第3条 甲は、法人及びその役員（事業を営む者が個人である場合はその者）が高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号。以下「同条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないことを表明した誓約書を、乙に提出しなければならない。ただし、乙が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第4条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次表に掲げるとおりとする。

名称	所在地
〇〇〇〇	高槻市〇〇〇〇

（供用部分）

第5条 甲は、対象施設における、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）について、別途届出するものとする。

（開放可能日等）

第6条 甲は、対象施設の開放可能日時、開放により受け入れることが可能であ

ると見込まれる人数等について、別途届出するものとする。

(施設の管理)

第7条 甲は、対象施設の管理責任者について、別途届出するものとする。

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第8条 甲は、大阪府を対象とする熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第6条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第5条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

- 2 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第9条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第6条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第5条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第10条 甲は、本協定書の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

- 2 甲は、第5条及び第6条に規定する供用部分、開放可能日等について変更が生じたときは、変更が生じた事項を乙に届出するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除及び指定暑熱避難施設の指定の取り消し)

第12条 乙は、甲が暴力団員等であるときは、この協定を解除し、第4条に掲げる指定暑熱避難施設の指定を取り消すことができる。

(協議)

第13条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府〇〇市〇〇
〇〇株式会社
〇〇〇〇

乙 大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市
市長 濱田 剛史